

葛飾区地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）の改定について

令和8年5月26日

葛飾区地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) について

1

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）は、国の地球温暖化対策計画に基づき、地域の自然的・社会的条件を踏まえて、温室効果ガス排出量の削減等を総合的に推進する計画です。
- この区域施策編では、計画期間における目標を設定し、その達成に向け、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通の利便性向上、緑化の推進、廃棄物発生抑制など温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策を定めるものです。（根拠法：地球温暖化対策の推進に関する法律 第二十一条）
- 葛飾区では、令和4年3月に策定した「第3次葛飾区環境基本計画」の中に葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含しています。
- 第3次葛飾区環境基本計画において、地球温暖化対策実行計画に該当する部分については、概ね5年ごとに見直しを行うこととしています。この5年が令和9年度に当たることから、今年度見直しを行います。

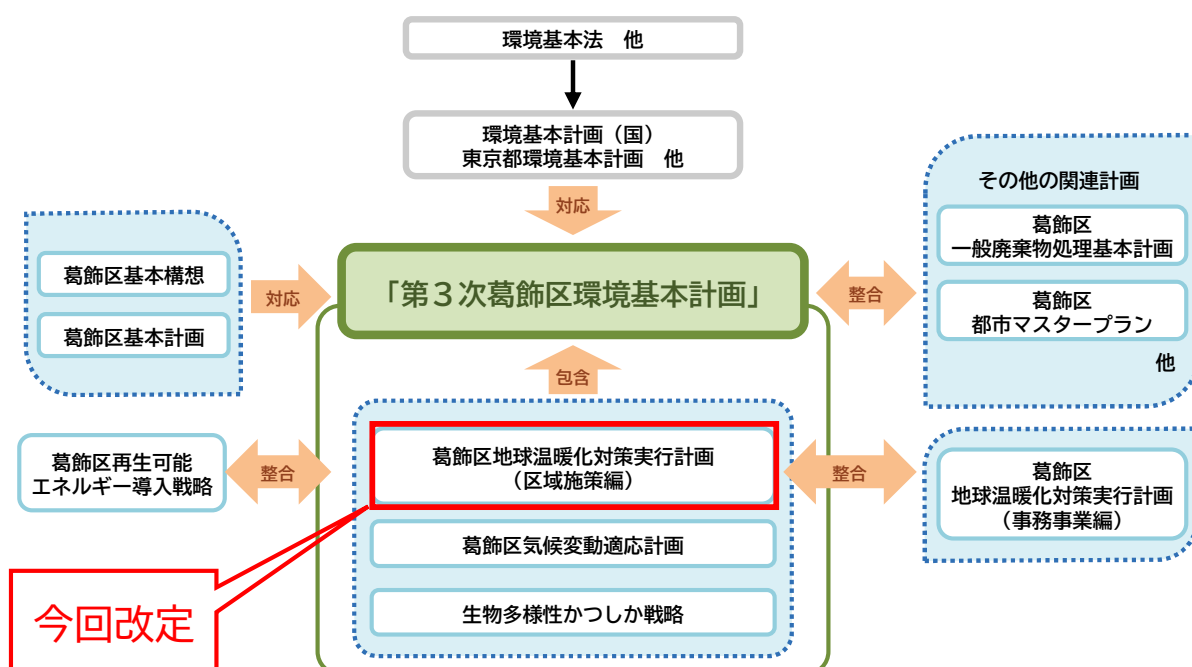


図 現行の計画の位置づけ



図 第3次葛飾区環境基本計画の期間

葛飾区地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) について

- ・ 本審議会では、これまでの本区における気候変動に係る施策の取組内容や進捗状況を分析・評価し、国や都の計画策定・改定等の動向を踏まえ、本計画の改定を行います。

表 環境審議会のスケジュール（予定）

回	年月	予定内容
第1回	令和8年5月	・ 計画の改定について ・ 現計画の進捗状況など
—	令和8年5～6月	（アンケート調査の実施）
第2回	令和8年7月	・ アンケート調査結果概要 ・ 施策体系（施策の方向性、施策体系案） ・ 温室効果ガス削減目標（削減目標の考え方、目標数値）
第3回	令和8年8月	・ 骨子案について
第4回	令和8年11月	・ 素案について
—	令和8年12～ 令和9年1月	（パブリックコメントの実施）
第5回	令和9年2月	・ パブリックコメント結果報告、最終案

第3次葛飾区環境基本計画について

3

- 第3次葛飾区環境基本計画では、5つの基本目標と、14の基本施策を掲げています。
- 基本施策4、基本施策5についてを葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として位置付けています。
- 温室効果ガスの削減目標は、2030（令和12）年度までに 2013（平成25）年度比で50%削減、2050年度までに温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロとしています。

